

入札談合等関与行為防止法・独占禁止法の研修への講師派遣について（御案内）

公正取引委員会では、入札談合について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、発注機関の実施する入札談合等関与行為防止法（いわゆる官製談合防止法）・独占禁止法の研修等に当委員会の職員を講師として派遣しています。

職員向けに官製談合防止法等に関する研修等を実施される場合には、当委員会の職員が講師としてお伺いいたしますので、積極的に御活用ください。

◆ 研修会の内容

- 1 研修内容：入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明
- 2 受講対象職員：発注担当職員、契約担当職員、法令遵守担当職員のほか、幹部職員等貴機関の職員を対象とする研修に対応いたします（複数部局の参集、テレビ会議システムの活用など、なるべく多数の方に御参加頂ける工夫をしていただくようお願いします。）。
- 3 所要時間：1時間半程度。（御相談に応じます。）
- 4 研修会場：貴機関において会場を御用意していただき、当該会場に当委員会の職員が講師としてお伺いいたします。
※ ウェブ会議システムを使用して研修を行うことも可能です。
- 5 使用教材：テキスト「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務総局）
(<https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.html>にてダウンロードできます。)
- 6 研修費用：講師謝金、講師の旅費等は不要です。

◆ 研修会の風景



◆ 研修会受講者の感想

- 今回の研修に参加するまで全く知識はありませんでしたが、内容がまとまっており、説明も分かりやすかったため、短時間で大切なポイントが理解できました。
- 公正取引委員会の職員による研修であり、正確な情報を直接聞く貴重な機会でした。
- 事例等も多く分かりやすかったです。テキストの内容も大変豊富でした。
- 効果的な研修であり、自分も談合防止の関係者であるという意識が芽生えました。

◆ 研修会の実績

国の機関のほか、都道府県・市町村・特別区・一部事務組合等の地方公共団体、地方公共団体で構成される協議会等（例：中央公共工事契約制度運用連絡協議会）への派遣実績があります。

また、政府出資法人、公的な研究所及び所管法人職員を集めた研修会への派遣実績もあります。

年度	発注機関主催の研修への講師派遣
令和5年度	264件
令和6年度	256件
令和7年度	256件

〈お問い合わせ先〉

関東甲信越地域につきましては以下の連絡先まで、他の地域につきましては別紙10を御参照の上で各地方事務所等までお問い合わせください。

公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課
TEL：03-3581-5476
E-mail：koushi-haken@jftc.go.jp